

官民競争入札等監理委員会

(設置根拠: 公共サービス改革法 第37条)

監理委員会の役割

- 公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 等

官民競争入札等監理委員会委員名簿

落合 誠一	中央大学法科大学院教授 (委員長)
本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役 (委員長代理)
逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
樫谷 隆夫	公認会計士
片山 善博	慶応義塾大学大学院法学研究科教授
小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
前原 金一	昭和女子大学副理事長
森 貞述	愛知県高浜市長
吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
渡邊 恵理子	弁護士

※ 委員は50音順

【問い合わせ先】
内閣府 公共サービス改革推進室 官民競争入札等監理委員会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階
電話 03-5501-1653、03-5501-1878

法律条文、公共サービス改革基本方針、監理委員会の開催状況等は下記の内閣府のホームページで公開。
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

平成19年12月24日現在

公共サービス改革法

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律: 平成18年7月施行)

<趣旨・目的>

- 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現 (他方で、不要な公共サービスは廃止する)

※「官民競争入札」とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

<ポイント>

対象事業の選定

- 公共サービス改革基本方針の策定・改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定める

実施要項

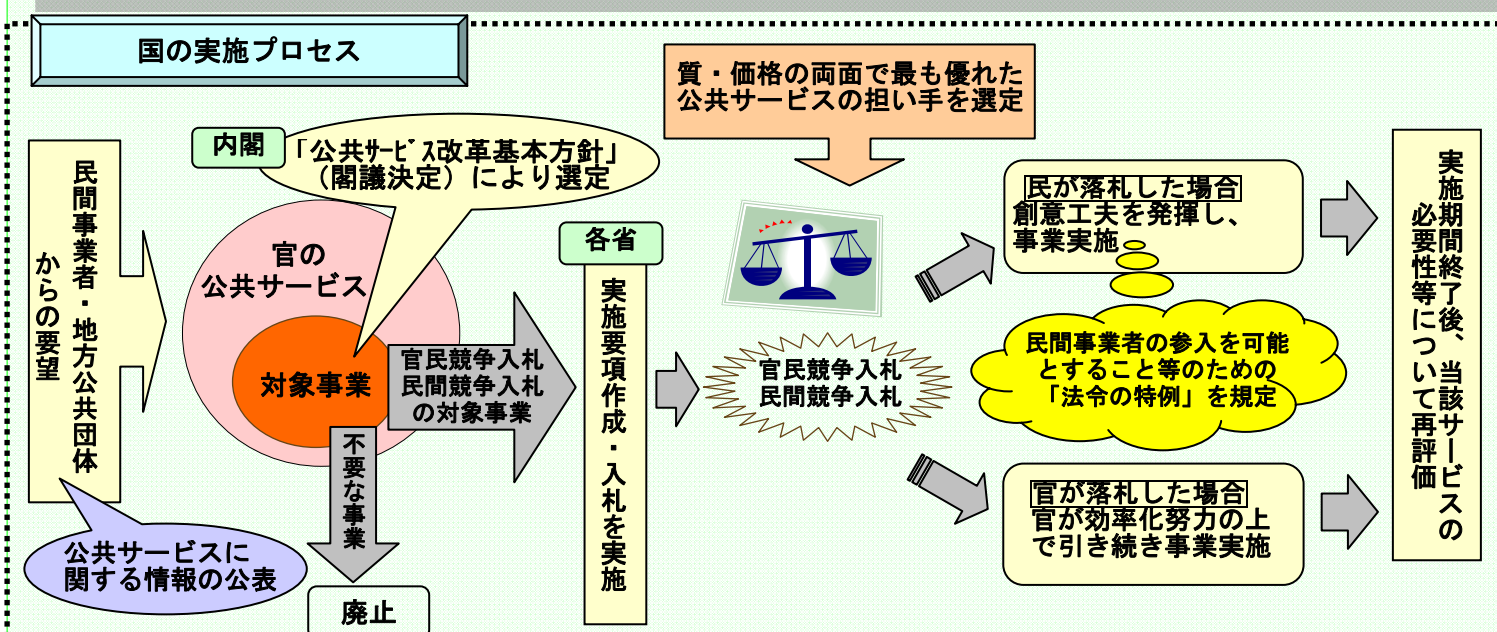
- 入札の実施について定める「実施要項」を、各省庁等が作成し、監理委員会の議を経る
- 実施要項には、確保すべきサービスの質、入札参加資格、落札者の決定に係る評価の基準、従来の実施状況の情報開示等を定める。

法令の特例

- 法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても、官民競争入札等の実施が可能に

民間事業者の適切かつ確実な実施の確保

- 守秘義務やみなし公務員規定を適用
- 民間事業者の監督のための規定 (報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等) を整備



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保
～「公共サービス改革基本方針」、「官民競争入札等実施要項」等の審議等

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び ② 廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの
最初の基本方針を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年 12 月 22 日、平成 19 年 10 月 26 日、同年 12 月 24 日に閣議決定

共通の指針

- 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
- 公共サービスの適正かつ確実な実施の確保
- 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
- 入札対象の公共サービスにつき、実施期間後の実施のあり方に関する評価
- 官民競争入札等監理委員会（公正中立な立場で能動的積極的な審議を実施）
- 公務員の処遇

地方公共団体の官民競争入札等

- 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断
- 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化など、環境整備を図る。

主な官民競争入札等の対象事業（国・独法）

1. 統計調査関連業務

- 科学技術研究調査（指定統計）
- 経済産業省企業活動基本調査（指定統計）

2. 登記関連業務

- 登記事項証明書の交付等（全国 550 箇所のうち、22 箇所）

3. 社会保険庁関連業務

- 国民年金保険料収納事業（全国 312 箇所のうち、19 年度から 95 箇所、20 年度から 90 箇所）

4. ハローワーク関連業務

- ハローワークの職業紹介事業（都内 2 箇所のハローワークにおいて民間委託部門を併設）

5. 公物管理関連業務

- 国立公園関係施設の維持管理

6. 施設管理・運営業務等

- 内閣府の庁舎の管理・運営
- 各省の研修教育施設の管理・運営（19 箇所）

7. 独立行政法人の業務

- （独）国民生活センター
・企業・消費者向けの教育・研修 等

- 美術館・博物館・競技場等の管理・運営
 - 国際協力・国際交流関係事業
 - （独）雇用・能力開発機構
・職業訓練事業、私のしごと館運営等
 - （独）高齢・障害者雇用支援機構
・高齢期雇用就業支援コーナー事業
 - 国立病院・労災病院等の医業未収金徴収
 - （独）日本貿易振興機構
・ビジネスライブラリーの運営
・アジア経済研究所図書館の運営
 - （独）中小企業基盤整備機構
・中小企業大学校の研修・施設運営
 - （独）国際観光振興機構
・海外観光宣伝事務所の旅行博等出展
・通訳案内士試験実施業務
 - （独）都市再生機構
・賃貸住宅入居者募集
 - （独）環境再生保全機構
・公害健康被害補償の徴収
- 他、合わせて計 71 事業

入札済事業の概要（国・独法）

<9事業合計>

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 1,510 人 (約 460 人)	約 82 億円	約 38 億円

<うち主な事業>

・95 箇所の社会保険事務所の国民年金保険料収納

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 1,270 人 (約 330 人)	約 58 億円	約 21 億円

・22 箇所の登記所の登記事項証明書の交付等

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 160 人 (約 120 人)	約 18 億円	約 13 億円

()内は常勤職員数

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法律の特例」を追加

地方公共団体関係の決定事項等

1. 窓口関連業務

- 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の申請の受付、文書の引渡しについて、公共サービス改革法に「法律の特例」を措置。
- 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する業務を民間委託できることを明確化。
- 登録・届出・証明書の交付等 24 事項について、市町村の適正な管理の下において、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳の記載、証明書の作成等に関する業務を民間委託できることを明確化。

2. 徴収関連業務

- 次の公金の徴収関連業務について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施
① 地方税、② 国民健康保険料等、③ 公営住宅の滞納家賃、④ 公立病院の医業未収金

3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施
① 水道施設、② 工業用水道施設、③ 下水道関連施設

4. 統計調査関連業務

- 次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
① 総務省所管の指定統計調査
② 文部科学省所管の指定統計調査